



平成 30 年 12 月 18 日

狛江市長 松原 俊雄 様

狛江市居住支援協議会準備会 会長  
地域福祉課長 岡本 起恵子

### 狛江市における居住支援協議会のあり方（中間報告）について

狛江市における居住支援協議会のあり方について協議した結果、次のとおり中間報告する。

#### 1 居住支援協議会の設置方式

居住支援協議会の設置方式として、任意団体として設置する方式と市の会議体として設置する方式がある。

この点、市の会議体として設置する方式が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に必ずしも違反するものとはいえない。

しかしながら、任意団体として設置する方式は、住宅セーフティネット法第 51 条第 3 項の規定の趣旨に合致するものであり、また、居住支援協議会の事務局機能を市以外の団体が担うことになった場合においても円滑な移行が可能であるとともに、当該居住支援協議会が居住支援事業を実施するに当たって収益事業を行うことができる等のメリットも存在する。

したがって、狛江市における居住支援協議会の設置方式は、任意団体として設置する方式が望ましい。

#### 2 居住支援協議会の設置根拠

1 のとおり、居住支援協議会を任意団体として設置することが望ましいことから、狛江市居住支援協議会会則（案）（別紙。以下「会則（案）」という。）を参考に設置根拠を定めることが望ましい。

#### 3 居住支援協議会の運営体制

##### （1）総会

狛江市における居住支援協議会の最高議決機関として総会を設置することが望ましい（会則（案）第 6 条第 1 項）。

##### （2）会員

狛江市における居住支援協議会の会員は、次表の選出区分の欄に掲げる区分により、

所属団体の欄に掲げる団体等の職員から会員を選出することが望ましい（会則（案）第4条及び別表）。

なお、狛江市居住支援協議会準備会の委員として学識経験者を選出していなかったが、居住支援に関する専門的な知見を得るためには、会員に学識経験者が必要であり、かつ、居住支援に当たっては、建築・まちづくりに関する知見のみならず、社会福祉に関する知見が必要となるため、建築・まちづくり分野及び社会福祉分野の学識経験者を会員とすることが望ましい。また、福祉保健部地域福祉課において、住まいの相談窓口事業を実施しているが、相談内容として公営住宅に関する相談が多いことから、これらのニーズに対応するため、不動産関係団体として東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の職員から会員を選出することが望ましい。

No	選出区分	所属団体
1	学識経験者	建築・まちづくり関係
2		社会福祉関係
3	不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
4		公益社団法人 全日本不動産協会
5		公益社団法人 日本賃貸住宅管理協会
6		東京都住宅供給公社（J K K）
7		独立行政法人 都市再生機構（UR 都市機構）
8	居住支援団体	地域包括支援センター（市内3団体のうち1団体）
9		社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
10		民生委員・児童委員協議会
11		特定非営利活動法人 日本地主家主協会
12	市職員	地域福祉課長
13		福祉相談課長
14		高齢障がい課長
15		子育て支援課長
16		まちづくり推進課長

### （3）役員

狛江市における居住支援協議会の役員として、会長1名、副会長1名、監事2名を置くことが望ましい（会則（案）第7条各号）。

### （4）部会

狛江市における居住支援協議会には、総会で協議をするにあたり、協議会としてあらかじめ専門的な事項を協議するため、部会を設置できるようにすることが望ましい（会則（案）第10条第1項）。

### （5）事務局

狛江市居住支援協議会準備会の委員である不動産関係団体及び居住支援団体は、設立

時点では事務局を担う意向はない。また、居住支援事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第2条第1項。以下「要配慮者」という。）と不動産関係団体及び家主との中立性・公平性が重要となり、中立性・公平性の観点からは居住支援協議会の認知が不十分な設立当初においては行政が担うことが望ましい。

したがって、狛江市における居住支援協議会の事務局を市に設置することが望ましい。

なお、市が事務局を担うに当たっては、住宅部局と福祉部局との連携が重要である。

#### (6) 財務・監査

狛江市における居住支援協議会の財務及び監査は、会則（案）第11条から第14条までの規定に従い行うことが望ましい。

### 4 居住支援サービス

(1) 要配慮者に対する居住支援サービスは、民間事業者等により多くのサービスが提供されている。一方、各サービスには事業者の業界団体がないものも多いため、事業者実態が把握しづらく、要配慮者が適切な事業者を判断することに多大な負担が発生することが懸念される。このため、地域の実情に応じて居住支援協議会と居住支援サービス事業者との柔軟な連携体制を構築することが重要となる。

(2) 居住支援サービスは、次の6つのサービスに分類される。

ア 家賃債務保証サービス

イ 身元保証サービス

ウ 生活支援サービス

エ 見守り（安否確認）サービス

オ 金銭・財産管理サービス

カ 葬儀・家財整理等サービス

(3) 平成31年度に実施する居住支援サービス

次の居住支援サービス等を実施することが望ましい。

ア 市福祉保健部地域福祉課で実施している住まいの相談窓口

イ 市、狛江市社会福祉協議会、狛江市シルバー人材センター等で既に提供している居住支援サービスの周知（周知の内容、方法等については関係機関と調整が必要）

(4) 平成32年度以降に実施する居住支援サービス

第2回狛江市居住支援協議会準備会において協議する平成32年度以降に実施する居住支援サービスの方向性を踏まえて、設立後の狛江市における居住支援協議会において具体的な居住支援の内容を決定することが望ましい。

### 5 今後のスケジュール

平成31年2月4日（月）に開催予定の第2回狛江市居住支援協議会準備会において、平成31年度に設立する狛江市における居住支援協議会の設立総会の概要、周知方法、事業日程、平成32年度以降に実施する居住支援サービスの方向性等を協議し、最終報告書により報告する。

平成 30 年 12 月 18 日

狛江市居住支援協議会準備会

会 長 岡本 起恵子

副会長 三宅 哲

委 員 久慈 俊一

鬼束 浩司

飯田 光昭

小楠 寿和

小川 智行

大井 剛

大山 寛人

市川 衛

手塚 康弘

小川 正美

中村 貞夫

白鳥 幹明

## 狛江市居住支援協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、狛江市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、狛江市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1） 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- （2） 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- （3） 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- （4） その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、狛江市役所内に置く。

（総会）

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- （1） 本会の事業計画及び予算に関すること。
- （2） 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- （3） 会則の制定及び改廃に関すること。
- （4） その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

4 総会に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 監事 2名

2 会長及び副会長は、部会の役員を兼務できる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(部会)

第10条 会長は、必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長及び部会員は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会は、部会員の過半数の出席により成立し、部会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 6 部会に出席できない部会員は、その権限の行使を他の部会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは部会長に委任したものみなす。

(経費)

第11条 本会の経費は、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 本会は、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(秘密の厳守)

第15条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

付 則

この会則は、平成31年〇〇月〇〇日から施行する。

別表（第4条関係）

選 出 区 分	会 員
学識経験者	建築・まちづくり関係学識経験者 社会福祉関係学識経験者
不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩東支部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 東京都住宅供給公社（J K K） 独立行政法人都市再生機構（U R 都市機構）
居住支援団体	地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 民生委員・児童委員協議会代表 特定非営利活動法人 日本地主家主協会
市職員	地域福祉課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子育て支援課長 まちづくり推進課長